

議 長 日程第6「議案第55号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第55号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成30年12月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。国民健康保険税の算出方法について、現在の4方式から資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の3方式としたいので、提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼町民課長 それでは、議案第55号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。2枚目をお開きいただきたいと思います。

この条例の一部改正でございますが、国民健康保険税の算定方法について、現在の4方式から資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の3方式としたいので提案するものでございます。

改正の趣旨でございますが、松田町では所得割、資産割、均等割及び平等割の4方式で国民健康保険税を賦課してまいりました。一方で、社会情勢が大きく変化し、国民健康保険被保険者の大半を年金生活者などが占める状況になっております。平成30年4月から、持続可能な社会保障制度の確立を図る目的で、国民健康保険制度が広域化され、都道府県が財政運営の責任を担うこととなり、この制度改革の中で神奈川県は、その国民健康保険運営方針を定め、保険税の標準的な算定方法等における賦課方式については、資産割を除いた3方式を主流としたことを機に、松田町といたしましても賦課方式は3方式へ見直すべきものと、国民健康保険運営協議会から答申を得ております。

なお、資産割の廃止に当たりましては、被保険者世帯への保険税の激変緩和を図り、数年間かけて賦課総額に対する資産割の配分比率を段階的に引き下げ、資産割の完全廃止を平成33年度とし、平成31年度から平成33年度までを経過措置期間を設けるとともに、資産割の引き下げに当たりましては、後期高齢者人口の伸び、あわせて介護保険給付費の増数を鑑み、3方式での賦課割合、所得割、均等割及び平等割おのこの後期高齢者支援分、介護納付金分について適

正な賦課とし、次の総合的な保険税率改定への影響を小さくするよう配慮したいと存じます。平成31年度に資産割を賦課されていない被保険者世帯につきましては、急激な負担増とならないように現行税率を据え置くものいたします。経過措置に関しましては附則で規定し、本文は平成33年度時点での税率規定となります。

それでは参考資料、新旧対照表にて説明をさせていただきたいと思えます。右側は現行、左側が改正案でございます。第2条でございますが、見出しのとおり課税額について定めたもので、第2項、第3項及び第4項の「及び資産割額」を削ります。

次のページをお願いいたします。資産割額にかかわる規定を含む第6条、第7条、第8条を削りますので、第9条以降を繰り上げ、それに伴う各条項の表記を改めます。最下段から次のページにわたりますが、第9条を第6条に改め、第9条、第9条の2、第9条の3の資産割に係る規定を削ります。後期高齢者支援金等課税額に係る税率を規定した第9条の2を第6条の2に改め、第1号所得割100分の1.65を2.50に、第3号均等割8,300円を第2号1万円に、第4号平等割ア、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯5,500円を第3号ア、6,870円に改定いたします。

次のページをお願いいたします。同じくイ、特定世帯2,750円を3,435円に、ウ、特定継続世帯4,125円を5,153円に改めます。介護納付金課税額に係る税率を規定した第9条の3を第6条の3に改め、第1号所得割100分の1.65を1.99に改めます。以下、条の繰り上げを行っております。

新旧対照表の6ページをお開きいただきたいと思います。第23条を第20条に改め、この第20条は国民健康保険税の減額について、一定所得以下の世帯には軽減措置があり、そのことについて記載する条項になります。第1号が7割軽減、第2号が5割軽減、第3号が2割軽減となり、おのおのの税率を改めます。以下、条の繰り上げとなります。

改正本文2ページへお戻りいただきまして、附則でございます。施行期日でございますが、この条例は平成31年4月1日から施行する。

なお、適用区分につきましては、2、この条例による改正後の松田町国民健

康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

経過措置でございます。3、第6条の2、第6条の3及び第20条の規定にかかわらず、平成31年度、32年度における税率を定めるものでございます。資産割額を平成31年度は現行の3分の2、平成32年度は現行の3分の1とし、後期高齢者支援金等課税額の所得割額、均等割額、平等割額、介護納付金課税額の所得割額について、激変緩和を行いながら引き上げるものでございます。

なお、平成31年度において、資産割額の賦課されていない世帯の各課税額は、平成33年度までは従前の例によるものとし、据え置きいたします。第6条の2、第6条の3関係は附則別表第1に31年度、平成32年度分を、第20条関係は附則別表第2に軽減対象別に規定いたしております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

3 番 井 上 2点お伺いをしたいと思います。まず先ほどの新旧対照表の6ページからですね、左側第20条の第1号、第2号、第3号、7割軽減、5割軽減、2割軽減という説明がございました。その軽減の部分についてですね、どの財源が当たっているのかを教えてくださいたいというふうに思います。

また、ここですら、資産割を削り…ていくということで、固定資産税を今まで納めていた人たちの今後のですね、それぞれのケースによる増減が発生をしていると思います。その中でもですね、やはり3万円の固定資産税を納めている人の例ということで、以前ですね、資料のほうを提示いただいておりますけれども、3万円というとは、世帯数で265世帯ぐらいあるのではないかなと思います。全体1,840軒ぐらいですか、40軒ぐらいですね。の全世帯数に対して、265軒でありますと14%という比率になります。その中で、14%を占める世帯の中で、それぞれの軽減なし、2割軽減、5割軽減、7割軽減の人のですね、影響額を例示をしていただきたいと思います。

また…そうですね、とりあえずそのですね、3万円、固定資産税額に該当する方が3万円というのが一番多い世帯数になるということで、その人の影響額についてですね、お伺いをしたいと思います。

参事兼町民課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。御提示させていただいた表があるかと思いますが、そちらのほうとはちょっと関係なくしてお話しさせていただきますと思います。国民健康保険税の賦課世帯は1,700世帯でございます。恐らく1,898世帯というのは、生活保護の方も含まれた数だと思われるので、3万円の課税世帯の部分の割合は、被保険者の世帯の割合にしますと27.4%で、4分の1強の割合になってございます。

あとその2割軽減…7割軽減、5割軽減、2割軽減のところの部分の割合でございますが、おのおのその個人の、世帯の賦課の税率、税額によってかなり変わってまいりますので、所得の部分のところで切り分けてまいりますと、かなりな人数の方が該当すると思われる。総所得金額が100万円未満の方が該当するとするならば、約1,000人ぐらいの方は該当するものと思われる。以上でよろしいでしょうか。（「影響額。軽減の財源について」の声あり）

影響額のほうにつきましては、資産割の金額のほうで、初年度は3分の1減らさせていただく形になります。そちらのほうが減ります。残りの部分のところは、その後期高齢者の部分であった全部の費目のところが若干ふえるということと、あと介護納付金の部分については40歳から64歳の方が該当になりますので、そこの部分も若干ふえるという形になります。全体の部分のところの税収のシミュレーションをかけた感じでは、減収になる見込みでございます。その部分は、財源の部分は確保していかなければなりませんので、今ちょっと豊富にある予備費であるとか、あと財政調整基金のほうを積み増しさせていただいておりますので、そちらの取り崩しをさせていただきながら、この3年間に対応させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

3 番 井 上 ありがとうございます。あとですね、先ほども言いましたけれども、7割軽減、5割軽減、2割軽減の部分の世帯に対するその補填というのは、今言われたようにその基金の中からですね、対応するのか、それとも例えば国庫等ですね、財源が充てられるのかをお伺いいたします。

参事兼町民課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。今回の補正予算のほうにも上がってるかと思いますが、基盤安定のための交付金のほうが、国・県のほうから歳入されます。それを低所得者の部分の、いわゆるその軽減した部分に

ついて補填されるものが全部入ってまいります。あと町のほうでも一部負担がございますので、それに見合った部分のところを一般会計繰入金の科目として、特別会計のほうに繰り入れさせていただいているところでございます。以上でございます。

- 3 番 井 上 ありがとうございます。基盤安定のほうの負担金、国、県、町からですね、それを担保をしているということで、その部分については保険、課税世帯には負担が及ばないということで理解をいたしました。その制度というのは、いつまでですね、ある程度継続をされているのか。こういったその資産税割からの移行に伴って、そういった変化を抑えるためだけなのか。それともある程度、もう少し長期的な政策の中で、その基盤安定負担金というものが継続をする見込みなのか。そういった見通しについても教えていただきたいと思います。

参事兼町民課長 ただいまの御質問でございますが、基盤安定の部分につきましては、ここで国保の広域化がなってはおりますけれど、まだこの部分が保持されてるところでございます。特にその、やっぱり低所得者、年金生活者が主体の被保険者になっている国民健康保険のほうには、やっぱり財政的な安定的な運営をするために、こちらのほうはなくてはならないものでございますので、万が一そういうことがなくなるようなことがあったとしても、国・県を通じて…広域町政であるとか、県を通じて要望させていただきたいというふうに思っております。また、県のほうも財政運営のかなめになっておりますので、そのあたりのところはきちんと協力していただければと思っております。以上でございます。

議 長 ほかに。

(「なし」 の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」 の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」 の声多数)

異議なしと認めます。議案第55号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。